

様式第 1（第 3 条関係）

事業計画概要書

年 月 日

東郷町長 殿

住所
氏名
電話

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第 7 条の規定に基づき、次のとおり提出します。

1 事業計画に含まれる地域の名称	
2 事業区域の面積	m ²
3 予定建築物等の用途	
4 工事施行者住所氏名	
5 工事着手予定年月日	
6 工事完了予定年月日	
7 その他必要な事項	

事業計画概要書（付表 1：宅地開発）

(1) 区画数	区画			
(2) 1区画当たりの敷地面積	最高	m ² から最低	m ²	
(3) 新設道路	幅員	m、延長	m	
	幅員	m、延長	m	合計面積 m ²
(4) 交通安全施設	防護柵	か所	道路照明施設	か所
	視線誘導標	か所	道路反射鏡	か所
	区画線	か所		
(5) 緑化	公園	m ² （内訳	m ² 、	m ² ）
	緑地	m ² （内訳	m ² 、	m ² ）
	合計面積	m ²		
	（事業区域に対する割合 %）			
(6) 下水道計画	管径	mm、延長	m	
	管径	mm、延長	m	
(7) ごみ集積施設	m ²		合計面積	m ²
(8) 消防水利	防火水槽	か所	消火栓	か所
(9) 排水施設（(3)付帯施設以外）	構造			
	延長	m		
(10) 防犯灯	か所			

事業計画概要書（付表 2：集合住宅等）

(1) 戸数	戸
(2) 工事種別	新築 増築 改築
(3) 構造	木造 R C 造 S 造
(4) 階数	地上 階、地下 階
(5) 建築面積	m ²
(6) 延べ面積	m ²
(7) 最高高さ	m
(8) 緑化	公園 m ² （内訳 m ² 、m ² ） 緑地 m ² （内訳 m ² 、m ² ） 合計面積 m ² （事業区域に対する割合 %）
(9) 下水道計画	管径 mm、延長 m 管径 mm、延長 m
(10) ごみ集積施設	m ² 合計面積 m ²
(11) 消防水利	防火水槽 か所 消火栓 か所
(12) 消防活動用空地等	空地 幅 m、長さ m
(13) 駐車場	台 間口 最高 mから 最低 m 奥行き 最高 mから 最低 m
(14) 集会室	m ²

事業計画概要書（付表 3：特定用途建築物）

(1) 工事種別	新築 増築 改築
(2) 構造	木造 R C 造 S 造
(3) 階数	地上 階、地下 階
(4) 建築面積	m ²
(5) 延べ面積	m ²
(6) 最高高さ	m
(7) 緑化	公園 m ² （内訳 m ² 、 m ² ） 緑地 m ² （内訳 m ² 、 m ² ） 合計面積 m ² （事業区域に対する割合 %）
(8) 下水道計画	管径 mm、延長 m 管径 mm、延長 m
(9) ごみ集積施設	m ² 合計面積 m ²
(10) 消防水利	防火水槽 か所 消火栓 か所
(11) 消防活動用空地等	空地 幅 m、長さ m
(12) 駐車場	台 間口 最高 mから 最低 m 奥行き 最高 mから 最低 m

事業計画概要書（付表 4：土地の用途の変更・土地の区画形質の変更）

(1) 地目	
(2) 事業の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
(3) 作業予定時間	午前・午後 時から午前・午後 時まで
(4) 車両台数	トン車 台・1日当たり
(5) 排水施設	構造 延長 m

関係機関調整書（事業計画概要書添付用）

項 目	注意事項・申請書類等	調整記録
<都市計画課> 1 都市計画法第 53 条の許可 都市計画施設の区域内の 建築 許可要・許可不要	許可要の場合、次の書類の提出が必要。区域内に建築する場合、木造 2 階建て等の制限あり ☐許可申請書（都市計画法第 53 条） ☐位置図、平面図、立面図	<手続き(申請等)> あり・なし <確認日・職員名>
2 緑化 (1) 事業区域面積 m^2 (2) 緑化面積 m^2 割合 % (3) 用途 戸建住宅・ガソリンスタンド・その他	(1)の 3 %以上の緑化が必要（小規模開発等事業を除く）。ただし、特定土地利用等事業のうち、(1)が 0.3ha 以上の場合は 5 %以上の緑化が必要。 (3)が戸建住宅・ガソリンスタンド・駐車場の場合は、3 %未満でも可の場合あり。 注）都市計画法第 29 条の開発行為、地区計画、建築協定、工場立地法に該当する場合、別基準（上乗せ）の場合あり。	<該当> あり・なし <確認日・職員名>
3 駐車場 (1) 戸数 戸 (2) 台数 台 (3) 区画 間口 m 奥行き m (4) 用途 戸建住宅・社宅等 ・その他 () (5) 駐車マスの面積の合計 m^2	(1)、(2) 1 戸に対し 1 台必要 (3)間口 2.5m以上奥行き 5 m以上 (4)用途が戸建住宅の場合は、(3)の適用がない。 (4)用途が社宅等の場合は、(3)の適用がない場合あり。 (5)一般公共用に供する駐車マスの面積の合計が 500 m^2以上の場合は、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）の手続が必要な場合あり。	<手続き(申請等)> あり・なし <確認日・職員名>
4 電波障害 (1) 最高の高さ m (2) 調査 必要・不要	(1)10m超のときは、調査が必要	<該当> あり・なし <確認日・職員名>
5 集会施設 (1) 用途 集合住宅 ・その他 () (2) 戸数 戸 (3) 集会室の面積 m^2	(1)、(2)50 戸以上の集合住宅を建築するときは、計画戸数×0.5 m^2以上の有効面積の集会室設置が必要	<該当> あり・なし <確認日・職員名>
6 地区計画 (1) 区域 区域内・区域外 (2) 行為	(1)、(2)区域内で該当する行為をするときは、届出が必要 ☐地区計画の区域内における行為の届出書	<手続き(申請等)> あり・なし <確認日・職員名>

建築物の建築・土地の 区画形質の変更 ・その他（ ）	注）条例の規定より地区計画の制 限を優先して適用	
7 建築協定 (1) 区域 区域内・区域外 (2) 行為 建築物の建築・土地の 区画形質の変更・その 他	(1)、(2)区域内で該当する行為をする ときは、申請が必要 ☐ 建築協定承認申請書 注）条例の規定より建築協定の制 限を優先して適用	〈手続き(申請等)〉 あり・なし 〈確認日・職員名〉
8 宅地造成及び特定盛土等 規制法 (東郷町全域が宅地造成工 事規制区域)	申請の要否は、＜愛知県都市計画課 盛土対策室＞1 宅地造成及び特定盛 土等規制法で確認	〈確認日・職員名〉
9 東郷町土採取規制条例 (1) 面積 m^2 (2) 土量 m^3	(1)1,000 m^2 以上の場合、(2)1,000 m^3 以 上の場合は、許可が必要な場合あり ☐ 土採取事業許可申請書	〈手続き(申請等)〉 あり・なし 〈確認日・職員名〉
10 都市再生特別措置法 (1) 居住誘導区域 区域内・区域外 (2) 都市機能誘導区域 区域内・区域外	(1)の区域外で3戸以上の住宅の建築 等をするとき、(2)の区域外で眼科・ 耳鼻咽喉科・皮膚科整形外科の医療 機関、ショッピングモールの建築等 をするときは、届出が必要	〈手続き(申請等)〉 あり・なし 〈確認日・職員名〉
11 土地区画整理事業施行 (1) 区域 区域内・区域外 (2) 行為 建築物の建築・土地の 形質の変更・その他	(1)、(2)区域内で該当する行為をする ときは、申請が必要 ☐ 土地区画整理事業施行地区内建築 行為等許可申請書	〈手続き(申請等)〉 あり・なし 〈確認日・職員名〉
12 国土利用計画法 (1) 土地の面積 m^2 (2) 区域区分 市街化区域・市街化調 整区域	(1)、(2)市街化区域2,000 m^2 以上、市街 化調整区域5,000 m^2 以上の土地の取引 は届出が必要 ☐ 土地売買等届出書	〈手続き(申請等)〉 あり・なし 〈確認日・職員名〉
13 公有地の拡大の推進に関 する法律 (1) 土地の面積 m^2 (2) 区域区分 市街化区域・市街化調 整区域 (3) 都市計画施設（都市計 画道路等）含む・含ま ない	(1)、(2)、(3)都市計画施設（都市計画 道路等）含め合計200 m^2 以上の土地又 は市街化区域5,000 m^2 以上の土地を有 償譲渡するときは、届出が必要 ☐ 土地有償譲渡届出書	〈手続き(申請等)〉 あり・なし 〈確認日・職員名〉
14 接道	特定土地利用等事業の場合、事業区 域が接する道路は、建築基準法第 42	〈該当〉 あり・なし

	条第 1 項に規定する道路である必要がある。	〈確認日・職員名〉
15 排水の放流先	排水の放流先として、地下浸透式は原則認められない。	〈該当〉 あり・なし 〈確認日・職員名〉
<都市整備課> 1 排水 (1) 接続箇所数 か所 (2) 接続先 ☐ 道路側溝 ☐ 水路（排水路） ☐ その他（ ） (3) 接続先管理者 ☐ 東郷町 ☐ 愛知県 ☐ 国 ☐ その他（ ） (4) 接続の管径 mm (5) 最終柵の泥だめ機能 あり・なし (6) 流出雨水量 ☐ 事業施行前と同等以下 ☐ 事業施行前より増加	(1)接続箇所は原則 1 か所（宅地分譲等の場合は各戸原則 1 か所） (2)、(3)接続先管理者の許可申請等 ・申請等の要否 ☐ 必要 ☐ 不要 ・申請等の種類 （接続先管理者が公共の場合） ☐ 道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書 ☐ 公共用物に関する工事の設計及び実施計画承認申請書 ☐ その他（ ） （接続先管理者が公共でない場合） ☐ 排水承諾書 (4)直径 100 mm以下を標準 (5)泥だめ機能が必要 (6)事業施行前と同等以下の流出雨水量であることが必要。	〈手続き(申請等)〉 あり・なし 〈確認日・職員名〉
2 乗入れ (1) 乗入れ箇所数 か所 (2) 乗入れ幅 最大 m (3) 乗入れ角度 度 (4) 歩道 あり・なし (5) 接続先 ☐ 町道 ☐ 県道 ☐ 国道 ☐ その他（ ）	(1)原則 1 か所。ただし、ガソリンスタンド・店舗等の場合は、必要最小限の範囲で 2 か所以上可 (2)車両の種類により異なるが、乗用車等の場合は次のとおり。 フラット・セミフラット式 標準 3 m マウントアップ式 標準 4 m (3)標準 90 度 (5)接続先管理者の許可申請等 ・申請等の要否 ☐ 必要 ☐ 不要 ・申請等の種類 ☐ 道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書 ☐ 公共用物に関する工事の設計及び実施計画承認申請書 ☐ その他（ ） ・申請の内容	〈手続き(申請等)〉 あり・なし 〈確認日・職員名〉

エ 道路反射鏡 あり・なし オ 区画線 あり・なし	☐ その他 () (6)町が警察と協議し必要な施設を決定 注) 全ての項目について、東郷町道路構造の技術的基準を定める条例、愛知県開発許可基準に適合する必要あり	
5 新設排水施設 (1) 規格 ☐ 道路側溝（集水桝含） ☐ 水路（排水路） ☐ 調整池 ☐ その他（ ） (2) 蓋かけ あり・なし (3) 接続排水路 あり・なし (4) 町へ帰属予定 あり・なし	(4)帰属する場合の申請等 ☐ 都市計画法第 32 条の規定に基づく協議申請書 ☐ 土地寄附申込書 ☐ 道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書 ☐ 公共用物に関する工事の設計及び実施計画承認申請書 ☐ その他 ()	<手続き(申請等)> あり・なし <確認日・職員名>
6 特定都市河川浸水被害対策法 (1) 事業区域面積 m ² (2) 特定都市河川流域 ☐ 流域内（事業区域の一部も含） ☐ 流域外	(1)面積が 500 m ² 以上で、(2)が流域内のときは、許可申請が必要な場合あり 申請の要否は、＜愛知県尾張建設事務所河川整備課＞ 1 特定都市河川浸水被害対策法で確認	<該当> あり・なし <確認日・職員名>
7 土地 (1) 官民境界の確定資料 あり・なし	(1)接道が建築基準法第 42 条第 2 項道路のときは、後退協議の手続きが必要 注) 地区計画道路の場合は、東郷町地区計画道路の整備に関する条例第 6 条の規定に基づき、寄附又は使用貸借のいずれかの方法とする。	<手続き(申請等)> あり・なし <確認日・職員名>
8 砂防法 (1) 砂防指定区域 ☐ 指定区域内（事業区域の一部も含） ☐ 指定区域外	規制区域内で土石、砂礫等の採取等を行うとき等は、許可申請が必要な場合あり 申請の要否は、＜愛知県尾張建設事務所維持管理課＞ 1 砂防法で確認	<該当> あり・なし <確認日・職員名>
<下水道課> 1 公共下水道 (1) 供用開始区域 区域内・区域外 以下、区域内の場合に記入。	2 (1)について 既設取付管がある区画については、既設取付管を使用し、工事着手前に、「排水設備等確認・変更確認申請書」を提出すること。	<手続き(申請等)> あり・なし <確認日・職員名>

2 排水設備の設置 (1) 既設取付管 あり (か所)・ なし (2) 公共ますの設置 か所 宅地造成のみの事業計画の場合は、公共ますの設置は認められないため、取付管を新設するときはキャップ止めすること。(0か所と記入) (3) 公共ますの設置位置 官民境界から1m以内 (4) 汚水の種類 生活污水・事業系・ その他()・造成のみ (5) 除外施設の設置予定 あり・なし・造成のみ (6) 特定施設の設置予定 あり・なし・造成のみ ※特定施設…水質汚濁防止法施行令第1条及びダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条で示されている施設	既設取付管がない区画については、 ☐取付管のみ先行設置する場合、「公共下水道に関する工事又は施設の維持管理承認申請書」にて取付管のみ承認工事にて設置 ↓ 取付管設置完了後、宅内工事着手前に「排水設備等確認・変更確認申請書」を提出すること。 又は、 ☐建築時に宅内排水設備と同時に取付管を設置する場合、工事着手前に「汚水ます設置届」及び「排水設備等確認・変更確認申請書」を提出すること。 (※既設取付管がない区画がある場合、いずれかの☐に✓を記載すること。) 各申請書は必ず工事着手前に提出すること。	
<産業振興課> 1 農地法 (1) 農地転用 ☐許可が必要 ☐届出が必要 ☐不要	登記の地目又は現況が田・畑等の農地のときは、次の書類の提出が必要 ☐農地法第4条(第5条)許可申請書 ☐農地法第4条(第5条)届出書	<手続き(申請等)> あり・なし <確認日・職員名>
2 農業振興地域の整備に関する法律 (1) 農振農用地区域 区域内・区域外 (2) 農振除外の見込み あり・なし	(1)で農振農用地区域内ときは、次の申出が必要 ☐農用地利用計画変更申出書 注) 除外できない場合あり	<手続き(申請等)> あり・なし <確認日・職員名>
3 農業用施設 (1) 農業用施設 あり・なし (2) 付け替えの必要性 あり・なし	(1)、(2)区域に農業用施設があるときは、使用の実態を確認し、付け替えの必要性を確認 ☐位置図、平面図及び施設構造図	<該当> あり・なし <確認日・職員名>
4 森林法 (1) 地域森林計画対象民有林の指定 あり・なし (2) 面積	(1)伐採等をするときは、次の届出が必要 ☐伐採及び伐採後の造林の届出 ☐森林の土地所有者変更届	<手続き(申請等)> あり・なし <確認日・職員名>

1 ha 超・1 ha 以下	(2) 1 ha を超える面積の場合、次の申請が必要（太陽光発電施設設置目的の場合は 0.5ha） ☐ 林地開発許可申請書 （事前に尾張農林水産事務所林務課と要調整）	
5 工場立地法 製造業等の工場の場合 (1) 敷地面積 m ² (2) 建築面積 m ²	(1) 9,000 m ² 以上、(2) 3,000 m ² 以上のときは、届出が必要	<手続き(申請等)> あり・なし <確認日・職員名>
<生涯学習課> 1 埋蔵文化財 あり・なし	埋蔵文化財がある場合、工事着手 60 日前に届出が必要な場合あり ☐ 文化財保護法第 93 条に基づく届出	<手続き(申請等)> あり・なし <確認日・職員名>
<環境課> 1 ごみ集積施設 (1) 戸数 戸 (2) 用途 住 宅 ・ そ の 他 () (3) 面積 m ² (4) 町への帰属予定 あり・なし	(1)、(2) 5 戸以上の住宅を建築するときは、設置が必要 (3) 最低面積 2.4 m ² 以上（間口 1.6m 以上×奥行 1.5m 以上） (4) 帰属には、分筆等が必要	<該当> あり・なし <確認日・職員名>
2 騒音・振動 (1) 施設の設置 あり・なし (2) 用途 工 場 ・ そ の 他 ()	施設を新設するときは、次の届出が必要な場合あり（騒音規制法・振動規制法・県民の生活環境の保全等に関する条例） ☐ 特定施設設置届出書	<手続き(申請等)> あり・なし <確認日・職員名>
3 東郷町土質等規制条例 面積 m ²	1,000 m ² 以上の場合、許可が必要な場合あり ☐ 土の埋立て等許可申請書	<手続き(申請等)> あり・なし <確認日・職員名>
<防災安心課> 1 消防水利 (1) 区域面積 m ² (2) 階数 地上 階 (3) 延べ面積 m ² (4) 施設 ☐ 防火水槽 基 ☐ 消火栓 場所	(1)、(2)、(3) 区域面積 3,000 m ² 以上、地上 5 階以上、延べ面積 6,000 m ² 以上のいずれかに該当するときは、消防水利の設置が必要（120m（近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域は、100m）以内に消防水利があるときは、対象外） (4) 防火水槽の設置割合は、消火栓：防火水槽＝3：1 以上	<該当> あり・なし <確認日・職員名>

2 消防活動用空地 (1) 階数 階 (2) 最高高さ m (3) 空地の規模 幅 m 長さ m (4) 進入路 幅 m	(1)、(2)地上4階以上・最高高さ10m 超のいずれかに該当するときは、消防活動用空地の設置が必要 (3)幅6m以上×長さ12m以上 (4)幅：はしご自動車容易に進入できる幅	<該当> あり・なし <確認日・職員名>
3 消防施設の配置等の確認 (確認先は尾三消防本部東郷消防署予防課)	1の消防水利及び2の消防活動用空地の設置が不要の場合、尾三消防本部東郷消防署予防課への確認は不要	<該当> あり・なし <確認日・職員名>
4 防犯灯 新設道路 延長 m	延長25m以上のときは、新設が必要 (一部区域を除く。)	<該当> あり・なし <確認日・職員名>
<学校教育課> 1 大型自動車の通行経路 通学路あり・通学路なし	通学時間帯の大型自動車の通学路の通行は、原則不可	<該当> あり・なし <確認日・職員名>
<尾三消防本部東郷消防署予防課> ☐ 消防施設の配置等の確認	再掲。消防水利、消防活動用空地の設置が必要な場合、その配置等について確認をする。	<該当> あり・なし (☐ 自己判断) <確認日> <職員名> ※自己判断時不要
<愛知中部水道企業団給水課> ☐ 給水管理者の確認		<該当> あり・なし (☐ 自己判断) <確認日> <職員名> ※自己判断時不要
<愛知県都市計画課> 1 愛知県土地開発指導要綱に係る事前協議 (1) 1ha以上の開発行為 該当・非該当	☐ 土地開発行為協議申出書	<手続き(申請等)> あり・なし (☐ 自己判断) <確認日> <職員名> ※自己判断時不要

＜愛知県尾張県民事務所環境保全課＞ 1 土壌汚染対策法 (1) 届出の要否 必要・不要	3,000 m²以上の土地の区画の形質の変更のとき、次の届出が必要な場合あり ☐一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	＜手続き(申請等)＞ あり・なし (☐自己判断) ＜確認日＞ ＜職員名＞ ※自己判断時不要
---	---	---

- 注1) この概要書の説明欄に記載されている内容は、東郷町における開発等事業を実施するために必要な基本的なものを記載しています。この概要書に記載されている条件に全て適合する場合でも、事前協議によって条例の基準に適合しないことが分かることがあります。
- 2) 選択項目については、該当部分に○を記入又は□に✔をしてください。

様式第 2（第 4 条関係）

安全対策計画書

年 月 日

東郷町長 殿

住所
氏名
電話

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第 7 条の規定に基づき、次のとおり提出します。

1	事業計画に含まれる地域の名称		
2	事業区域の面積	m ²	
3	予定建築物等の用途		
4	工事施行者住所氏名		
5	工事着手予定年月日		
6	工事完了予定年月日		
7	公害対策	騒音対策	
		振動対策	
		土砂の飛散	
		汚水の流出	
		その他	
8	事業区域の防護対策	侵入防止策	
		出入口の措置	
9	通学路の安全対策	事業区域の措置	
		搬入搬出経路の措置	
10	その他必要な事項		

年 月 日

東郷町長 殿

住所

氏名

電話

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第8条の規定に基づき、開発等事業計画の内容を説明したので、次のとおり提出します。

1 事業計画に含まれる地域の名称					
2 事業区域の面積	m ²				
3 予定建築物等の用途					
4 説明を行った者					
5 近隣住民説明結果					
番号	氏名	方法	年月日	説明に対する意見	意見に対する回答
		訪問・投函・ 郵送・その他 ()			

備考1 説明資料を添付すること。

2 別途番号順に住所及び氏名の一覧表を添付すること。

番号順の住所及び氏名一覧表（付表）

番号	住所	氏名	区分

備考 区分には、土地所有者、建物所有者又は建物占有者のいずれかを記入すること。

様式第 4（第 5 条関係）

説明会開催請求書

年 月 日

東郷町長 殿

住所

氏名

電話

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、
次の事業について、説明会の開催を請求します。

1 事業計画に含まれる地域の名称	
2 事業区域の面積	m ²
3 予定建築物等の用途	
4 請求の理由	

様式第 5（第 5 条関係）

説明会開催通知書

年 月 日

東郷町長 殿

住所

氏名

電話

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第 8 条第 4 項の規定に基づき、次の事業について、説明会を開催します。

1 事業計画に含まれる地域の名称	
2 事業区域の面積	m ²
3 予定建築物等の用途	
4 説明を行う者	
5 開催年月日及び時間	年 月 日 午前・午後 時から
6 開催場所	

様式第 6（第 5 条関係）

説明会報告書

年 月 日

東郷町長 殿

住所

氏名

電話

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第 8 条第 7 項の規定に基づき、説明会の結果を報告します。

1 事業計画に含まれる地域の名称	
2 事業区域の面積	m ²
3 予定建築物等の用途	
4 説明を行った者	
5 開催年月日及び時間	年 月 日 午前・午後 時から
6 開催場所	
7 参加人数	人
8 説明会での主な意見	
9 主な意見に対する回答	

備考 1 説明会で使用した資料を添付すること。

2 参加者については、原則として名簿を作成し（参加者が拒否したときを除く。）、別途一覧にして提出すること。

3 説明会の意見及びそれに対する回答については、全て議事録を作成し、別途添付すること。

様式第 7（第 5 条関係）

説明会報告書（公開用）

東郷町長 殿

住所

氏名

電話

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第 8 条第 8 項の規定に基づき公表する説明会の結果は、次のとおりです。

1 事業計画に含まれる地域の名称	
2 事業区域の面積	m ²
3 予定建築物等の用途	
4 説明を行った者	
5 開催年月日及び時間	年 月 日 午前・午後 時から
6 開催場所	
7 参加人数	人
8 説明会での主な意見	
9 主な意見に対する回答	

（参考）当日説明資料

様式第 8（第 6 条関係）

事前協議書

年 月 日

東郷町長 殿

住所

氏名

電話

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第 9 条の規定に基づき、次のとおり協議します。

1 事業計画に含まれる地域の名称	
2 事業区域の面積	m ²
3 予定建築物等の用途	
4 工事施行者住所氏名	
5 工事着手予定年月日	
6 工事完了予定年月日	
7 工事の担当責任者	電話
8 添付図書（事業計画概要書の添付図書から変更がない場合は、省略可）	
(1) 位置図 (2) 土地の公図の写し (3) 現況図 (4) 土地利用計画図 (5) 造成計画図（平面図・断面図） (6) 建築物の計画図（各階平面図・立面図） (7) 排水施設計画図（平面図・縦断図・構造図） (8) 給水施設計画図（平面図・縦断図・構造図） (9) 緑化計画図（平面図） (10) 公共施設等計画図（平面図・縦断図） (11) その他（流量調整対策を示す書類・配置資材一覧表・取扱い廃棄物一覧表・土砂等搬入搬出車両一覧表・ ）	
9 変更内容（事業計画概要書提出後のもの）	
図書： （変更前） （変更後）	

備考 9 変更内容に関連する変更前後の図面等を添付すること。

開発等事業施行同意書

なお、当該土地又は建築物その他の工作物が公共施設の用に供する土地又は建築物その他の工作物となる場合があっても、異議ありません。

[illegible]

様式第 10 (第 8 条関係)

小規模開発等事業届出書

年 月 日

東郷町長 殿

住所

氏名

電話

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 事業計画に含まれる地域の名称	
2 事業区域の面積	m ²
3 予定建築物等の用途	
4 工事施行者住所氏名	
5 工事着手予定年月日	
6 工事完了予定年月日	
7 事業区域の地目	
8 区域区分及び用途地域	(区域区分) (用途地域)
9 道路	(1) 接道 ア 法第 42 条第 1 項第 1 号 イ 法第 42 条第 1 項第 3 号 ウ 法第 42 条第 2 項 道路後退あり・道路後退なし エ その他の道路等 () (2) 乗入れ 最大 m 歩道あり・歩道なし
10 駐車場	(1) 道路の車道部に直接出入りできる駐車枠 連続 4 台以上・連続 3 台以下 (2) 歩道 あり・なし

11 排水	(1) 接続箇所数 か所 (2) 接続先 道路U字側溝・集水桝・水路・その他 () (3) 接続先管理者 東郷町・愛知県・国・その他 () (4) 接続の管径 mm (5) 最終桝の泥だめ機能 あり・なし (6) 流出雨水量 事業施行前と同等・事業施行前より増加
12 ごみ集積施設	新設・既設を利用 ()
13 区画数及び敷地面積	(1) 区画数 区画 (2) 敷地面積 最高 m ² 、最低 m ²
14 建築物の用途	戸建住宅（自己用）・戸建住宅（自己用外）・ 集合住宅・その他 ()

様式第 1 1 （第 8 条関係）

第 号
年 月 日

小規模開発等事業届受理書

様

東郷町長

印

年 月 日付けで提出された小規模開発等事業届出書について、東郷町
開発行為及び土地利用の調整に関する条例第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、届出のあ
った事項について確認し、適正と認められますので受理書を交付します。

事業計画に含まれる地 域の名称	
確認事項	1 地区計画、建築協定 等 () 2 最低敷地面積 () 3 排水計画 () 4 後退用地 () 5 その他 ()
条 件	

様式第 12（第 10 条関係）

事業計画看板

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例に基づく事業協定締結済	
事業協定締結年月日及び番号	年 月 日 第 号
協定締結相手方	東郷町長
事業計画の区域	
事業者（住所・氏名）	
工事施行者（住所・氏名）	
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 看板の大きさは、縦 80 センチメートル以上、横 120 センチメートル以上とする。

様式第 13 (第 11 条関係)

変更計画書

年 月 日

東郷町長 殿

住所

氏名

電話

事業計画の変更がありましたので、東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり協議します。

1 事業計画に含まれる地域の名称	
2 事業区域の面積	m ²
3 予定建築物等の用途	
4 工事施行者住所氏名	
5 工事着手予定年月日	
6 工事完了予定年月日	
7 工事の担当責任者	電話
8 変更内容 (事業協定締結後のもの)	
項目 : (変更前) (変更後)	

備考 8 の変更内容に関連する変更前後の図面等を添付すること。

様式第 1 4 (第 1 2 条関係)

特定開発等事業（特定土地利用等事業）廃止（休止）届

年 月 日

東郷町長 殿

住所

氏名

電話

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 事業計画に含まれる地域の名称	
2 事業区域の面積	m ²
3 予定建築物等の用途	
4 廃止（休止）理由	
5 休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 休止の場合は、5 休止予定期間の欄に期間を記入すること。

様式第 15（第 16 条関係）

特定開発等事業（特定土地利用等事業）の事業協定に定める地位の承継届出書

年 月 日

東郷町長 殿

住所

氏名

電話

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第 49 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 事業計画に含まれる地域の名称	
2 事業区域の面積	m ²
3 予定建築物等の用途	
4 事業協定の番号及び締結年月日	年 月 日 第 号
5 被承継人の住所及び氏名	
6 承継の原因	
7 承継年月日	年 月 日
8 工事施行者の住所及び氏名	

備考 8 工事施行者の住所及び氏名については、変更がない場合も記入すること。

様式第 16 (第 18 条関係) (表)

写 真 縦 3.0 cm 横 2.5 cm	所属 職名 氏名	第 号 年 月 日生
上記の者は、東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第 53 条の規定により立入検査を行う職員であることを証明する		
発行日 有効期限	年 月 日 年 月 日	東郷町長 印

(裏)

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例抜粋

(立入検査等)

第 53 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者若しくは工事施行行者に対し、開発等事業の施行に関し報告させ、又はその職員に、開発等事業区域に立ち入らせ、工事その他の行為の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめ関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

寸法は、縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。

様式第 17 (第 19 条関係)

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第 55 条の規定に基づく
協議申請書

事業計画に含まれる地域の名称					
事業の目的					
事業区域の面積	㎡				
工期	年 月 日から 年 月 日まで				
町有財産である公共施設	所在				
	面積	道路	㎡	その他	㎡
		水路	㎡	計	㎡
新設して町に帰属することとなる公共施設	所在				
	面積	道路	㎡	その他	㎡
		水路	㎡	計	㎡
添付書類	①位置図、②計画平面図、③土地の公図の写し、④求積図、⑤構造詳細図、⑥新設する公共施設等一覧表、⑦新旧対照図、⑧その他				
上記のとおり、町有財産を事業区域に含めること並びに新たに設置する公共施設が町有財産になることについて、東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例第 55 条の規定に基づき、協議の申請をします。 年 月 日 東郷町長 殿 住所 氏名 電話					

様式第 17（第 19 条関係）（その 2）

従前の公共施設一覧表					従前の公共施設				
従前の 公共施 設の名 称	新旧対 照図に 付した 番号	廃止、 付け替 え、拡 幅等の 別	摘要			管理者		所有者 の名称	摘要
			延長 (メー トル)	幅員 (管 径) (メー トル)	面積 (平方 メー トル)	名称	同意の 有無		

備考 1 従前の公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入してください。

2 同一物件に権利者が 2 人以上ある場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。

様式第 17（第 19 条関係）（その 3）

新設する公共施設一覧表						新設する公共施設			
新設する公共施設の名称	新旧対照図に付した番号	廃止、付け替え、拡張等の別	摘要			管理者となるべき者の名称	協議成立協議中の別	用地の帰属	摘要
			延長（メートル）	幅員（管径）（メートル）	面積（平方メートル）				

- 備考 1 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入してください。
- 2 道路の面積については、道路敷の面積を記入してください。
- 3 同一物件に権利者が 2 人以上ある場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。
- 4 拡張の場合は、従前の公共施設の番号及び幅員等を摘要の欄に記入してください。

様式第 17（第 19 条関係）（その 4）

付け替えに係る公共施設一覧表			付け替えに係る公共施設			
従前の公共施設			付け替えに係る公共施設		付け替え後における従前の公共施設用地の帰属	摘要
名称	新旧対照図に付した番号	土地の所有者の名称	名称	新旧対照図に付した番号		

備考 1 公共施設の付け替えをする場合に記入してください。

2 付け替えに係る公共施設の欄には、従前の公共施設に対応する新設の公共施設の名称及び番号を記入してください。

様式第 18 (第 22 条関係)

特定土地利用等事業の用途として現に利用している届出書

年 月 日

東郷町長 殿

住所

氏名

電話

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例附則第 4 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 事業計画に含まれる地域の名称	
2 事業区域の面積	m ²
3 土地の用途	
4 事業の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 1 配置図を添付すること。

- 2 土地の用途は、資材置場、廃棄物関連施設用地、廃自動車等保管場用地、土砂等一時堆積用地又は太陽光発電施設用地のいずれかを記載すること。

様式第 19 (第 22 条関係)

特定土地利用等事業の用途として現に利用している変更届出書

年 月 日

東郷町長 殿

住所

氏名

電話

東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例附則第 5 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 事業計画に含まれる地域の名称	
2 事業区域の面積	m ²
3 土地の用途	
4 事業の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 変更内容	
項目： (変更前) (変更後)	

備考 1 配置図を添付すること。

- 2 土地の用途は、資材置場、廃棄物関連施設用地、廃自動車等保管場所用地、土砂等一時堆積用地又は太陽光発電施設用地のいずれかを記載すること。